

## 段級位審査に関する基準

国際剣道連盟

(目的)

第1条 本基準は、国際剣道連盟（以下 FIK と略す）の加盟団体が段級位の審査を行う場合、各加盟団体に共通する基本的かつ標準的な審査の基準を定めるものである。

(総則)

第2条 ここに定める段級位は、一級から十段までとし、総合的实力に応じて、加盟団体長から授与され、加盟団体は相互にこれを相当位と評価する。

(受審者の資格)

第3条

1. 加盟団体の登録会員であり、次の期間修行をしている者

受審段級位	修業年限	年齢
一級	—	
初段	一級受有者	満13歳以上
二段	初段受有後1年以上	
三段	二段受有後2年以上	
四段	三段受有後3年以上	
五段	四段受有後4年以上	
六段	五段受有後5年以上	
七段	六段受有後6年以上	
八段	七段受有後10年以上	満46歳以上
九段	八段受有者	満65歳以上
十段	九段受有者	

2. 六段ないし八段の受審を希望し、年齢60歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六段	五段受有後2年
七段	六段受有後3年
八段	七段受有後5年

(審査員の資格、審査員数、合格の条件)

第4条 段位の審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

審査する段位	審査員	審査員の数	合格の条件
初 段	四段以上	5名	3名以上の同意
二 段	五段以上	5名	3名以上の同意
三 段	五段以上	5名	3名以上の同意
四 段	六段以上	6名	4名以上の同意
五 段	七段以上	6名	4名以上の同意
六 段	七段以上	6名	4名以上の同意
七 段	七段以上	6名	4名以上の同意

第5条 四段以上の審査に当たり、第4条に定める選考方法にて適格かつ適性のある審査員を必要数選出できない場合は、各段位に定める審査員の数を5名とし、そのうち4名以上の同意をもって合格者を決定できるものとする。

(審査の実施)

第6条 段級位の審査は加盟団体によって行われる。しかしながら加盟団体が第4条に定める有資格審査員を規定数選出できない場合は、他加盟団体より当該団体の長の承認のもとで貸与を受けることができる。

(級位及び八段以上)

第7条 級位及び八段以上の段位の審査に関しては各加盟団体の定めるところによる。尚、各加盟団体が八段以上の審査を行う場合は、実技の評価も含め厳正な審査方法を定め、これを行うものとする。

(審査員の選考方法)

第8条 審査員は各加盟団体長が、関係役員並びに適格な有段者と協議の上、決定する。この場合、適格な有段者とは、第4条の規定の「審査員の資格」に対応する審査員と同等、またはそれ以上の有段者を指すものとする。

(審査料及び登録料)

第9条 審査に伴う審査料及び登録料は、各加盟団体の規定による。

(段級位の返上及び剥奪)

第10条 段級位受有者で、段級位を辱めるような行為があった場合は、その加盟団体の長は役員会或いは別途組成した査問委員会に諮って、その段級位の返上を命じ、又は剥奪することができる。

(証書の発行並びに記録)

第11条 本基準による段級位受有者に対しては、各加盟団体長の署名を付した段級位証書を発行し、その記録は各加盟団体にて管理する。

(未加盟国における段級位審査)

第12条 未加盟国において審査を実施する場合は2005年5月23日付けの「FIK未加盟国における段級位審査に関する通達」に従って実施する。

(剣道の段級位審査)

(審査の科目)

第13条 審査の科目は下記のとおりとする。

審査する段位	審査科目
初段～五段	実技、日本剣道形、学科
六段～七段	実技、日本剣道形

第14条 形の審査は下記のとおりとする。

審査する段位	審査科目
初段	太刀の形3本以上
二段	太刀の形5本以上
三段	太刀の形7本
四段～七段	太刀の形7本と小太刀の形3本

第15条 形、学科の審査を分けて実施する場合は、実技合格後、形もしくは学科で不合格になった者に対して、1回限りにつき当該の科目について再審査を行うことができる。

(段位の付与基準)

第16条 段位の審査とは、修行の過程において、当該段位に相応しい習熟度、技能の充実度や安定度などを観察して評価することである。各段位審査の付与基準は下記のとおりとする。

1. 初段、二段、三段の主要課題は、「基本」である。基本を習い、身に付け、基本を正しく修得しているかということが評価・判定の対象となる。
2. 四段、五段の主要課題は、「基本と応用」である。基本と応用を十分に会得しているかということが評価・判定の対象となる。
3. 六段、七段の主要課題は、「事理」である。基本、応用に加えて、事理についての見識や技能が十分になっているかが評価・判定の対象となる。
4. 八段以上の主要課題は、「事理の最高段階（つまり、事理一致）」である。七段以下の課題に加えて、事理について詳しく知り、よく会得しているかが評価・判定の対象となる。

(各段位の着眼点)

第17条 各段位の審査においては、以下の着眼点に注目し、上述の評価を行ない、合否を判定する。

1. 初段、二段、三段
  - (1) 正しい着装と礼法
  - (2) 適正な姿勢
  - (3) 基本に即した打突
  - (4) 充実した氣勢
2. 四段、五段  
初段ないし三段の留意項目に下記の項目を加えたもの
  - (1) 応用技の錬熟度
  - (2) 鍛錬度
  - (3) 勝負の歩合
3. 六段、七段、八段以上  
六段から八段までの実技審査は、初段から五段までの着眼点及び留意項目に加え、下記の項目について、更に高度な技倆を総合的に判断し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。
  - (1) 理合
  - (2) 風格、品格

審査員は、上述の評価を審査時間内に行ない、合否の判定をする。

(居合道の段級位審査)

(審査の科目と方法)

第18条 審査の科目は下記のとおりとする。

審査する段位	審査科目
初段から三段まで	実技・学科
四段及び五段	実技・学科
六段及び七段	実技

第19条 実技審査における実施本数及び内容は下記のとおりとする。

1. 実技本数は下記のとおりとし、全剣連居合の技は審査当日指定する。ただし、古流の技は特に指定せず、受審者の任意の選択によるものとする。

審査する段位	審査本数	演武時間
初段から三段まで	全剣連居合5本（うち1本は古流に代えてもよい）	6分
四段及び五段	全剣連居合5本（うち1本は古流に代えてもよい）	6分
六段及び七段	全剣連居合6本（うち2本は古流に代えてもよい）	7分

2. 刀礼は、すべて全剣連居合の礼法による。
3. 時間の計測は、審査場に入場し、正面の礼をしたときから、演武終了後、正面の礼を終了し、携刀姿勢になったときまでとする。
4. 古流の扱いについては審査会の主管団体が決定する。

(段位の付与基準)

第20条 五段以下の実技審査は、第16条に定める付与基準に基づくほか、全日本剣道連盟居合（解説）の審判・審査上の着眼点のうち、特に下記の項目に留意し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。ただし、審査の方法は、地方代表団体の実情に応じて、それぞれが定める実施要領により行う。

1. 初段、二段、三段
  - (1) 正しい着装と礼法
  - (2) 正確な抜付け、切付け
  - (3) 正確な血振り、角度
  - (4) 正確な納刀
2. 四段、五段  
初段ないし三段の留意項目に下記の項目を加えたもの
  - (1) 心の落ち着き
  - (2) 目付け
  - (3) 気魄
  - (4) 気・剣・体の一致
3. 六段、七段、八段以上  
六段から八段までの実技審査は、初段から五段までの着眼点及び留意項目に加え、下記の項目について、更に高度な技倆を総合的に判断し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。
  - (1) 理合
  - (2) 風格、品格

(杖道の段級位審査)

(審査の科目と方法)

第21条 審査の科目は下記のとおりとする。

審査する段位	審査科目
初段から三段まで	実技・学科
四段及び五段	実技・学科
六段及び七段	実技

第22条 実技審査における実施本数及び内容は下記のとおりとする。

1. 実技本数は下記のとおりとする。

審査する段位	審査本数	技の指定
初段から三段まで	全剣連杖道5本	全剣連杖道の技をあらかじめ指定する。
四段及び五段	全剣連杖道5本	
六段及び七段	全剣連杖道6本	審査当日、全剣連杖道の技を指定する。

2. すべての段位審査において、全剣連杖道は仕、打交替して行わせる。

(段位の付与基準)

第23条 五段以下の実技審査は、第16条に定める付与基準に基づくほか、「全日本剣道連盟杖道審判・審査上の着眼点」のうち、特に下記の項目に留意し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。ただし、審査の方法は、地方代表団体の実情に応じて、それぞれが定める実施要領により行う。

1. 初段、二段、三段

- (1) 正しい着装と礼法
- (2) 適正な姿勢
- (3) 規則に則した打突
- (4) 充実した気勢

2. 四段、五段

初段ないし三段の留意項目に下記の項目を加えたもの

- (1) 間と間合と角度に関する錬熟度
- (2) 剣（杖）の用法の錬熟度
- (3) 気・剣（杖）・体の一致

3. 六段、七段、八段以上

六段から八段までの実技審査は、初段から五段までの着眼点及び留意項目に加え、下記の項目について、更に高度な技倆を総合的に判断し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

- (1) 理合
- (2) 風格、品格

附則

- 第1条 本基準は1975年4月11日に制定し施行する。
- 第2条 本基準は1987年5月11日より一部改訂施行する。
- 第3条 本基準は1997年3月26日より一部改訂施行する。
- 第4条 本基準は2003年7月3日より一部改訂施行する。
- 第5条 本基準は2006年12月7日より一部改訂施行する。
- 第6条 本基準は2012年5月24日より一部改訂施行する。
- 第7条 本基準は2018年9月13日より一部改訂施行する。